

アジア女性基金に関する一研究

戸 田 悠 希

(法学専攻 法政リサーチ・コース)

はじめに

第1章 日本の戦後補償と慰安婦問題

第1節 日本の戦後補償の対応

第2節 女性の人権の向上と慰安婦問題の提起

第2章 アジア女性基金

第1節 慰安婦問題に対する日本政府の対応

第2節 村山首相の「戦後50年に向けて」の談話と基金構想

第3節 「償い金」支給前の活動状況と基金活動の停滞

第4節 「償い金」支給後の活動の変化

第3章 基金の方向性の検証

第1節 基金の方向性

第2節 基金活動に対する大沼保昭の影響と大沼の思想

第3節 基金の評価

終わりに

はじめに

従軍慰安婦問題は、戦後補償問題の中でも女性の人権に関わり国際的な関心呼んだ。それで日本政府は、国際社会からも法的責任を問われることになった。そこで日本政府は道義的な責任を念頭に、1995年に「アジア女性基金」(以下：基金)を設け解決を模索した。しかし、その対応は被害者や支援者の反発を招き、国際社会の評価も低く失敗したと言えよう。そして、基金が解散した2007年には、欧米各国議会による法的責任を追及する決議が続き、日本政府の対応は振り出しに戻った。

しかし、日本政府が慰安婦問題に取り組んだのは事実であり、なぜ、基

金が批判にさらされたのか明らかにする必要がある。基金を研究対象にした研究は少なく、秦郁彦¹⁾や土野瑞穂²⁾の研究が見られるのみである。秦の研究は、基金の取り組みに限定して分析したものではない。秦は基金の資料委員会に属し、基金のメンバーとも交流があったことが秦も認めており、それらの情報をもとに、基金活動の途中経過を解説しているのみである。そして土野瑞穂の研究であるが、これも基金に迫った研究ではない。あくまで、慰安婦問題をめぐる法的、政治的動向を考察したものである。また、基金に直接関わりのあった人物によって書かれた文献以外は、基金は批判対象でしかない³⁾。基金自体を研究対象とした文献はなく、なぜ基金は失敗したのか、基金を介した日本政府の対応のどこが間違っていたのかは不明である。本稿では基金の実態を明確にするため、基金の内部資料や刊行物を用いてその実態を明確にし、内部事情や日本政府の対応を考察することにより、失敗理由を明らかにする⁴⁾。

さらに基金の思想的背景からも、実態を明らかにする。基金に関わる文献の数少ない執筆者である大沼保昭、基金の顔役である「呼びかけ人」を務め、最終的には理事として運営に影響を持った。大沼は著書において、自身が基金の具体案を村山内閣に提案したことを認めている。大沼は、基金の検討段階から活動終了まで関わりを持つ人物であり、大沼の思想は基金の運営方針に影響を与えたと思われる。本稿では大沼の思想を考察し、それが日本政府や基金の方針に与えた影響を考察することによって、基金の方向性を明らかにしたい。

第1章 日本の戦後補償と慰安婦問題

第1節 日本の戦後補償の対応

日本の戦後処理は、主に連合国との間に締結されたサンフランシスコ平和条約に基づく。賠償並びに請求権は同条約の第14条～19条に該当し、これに基づき賠償を受け取ったのは、フィリピンとベトナムである⁵⁾。第14

条 a により日本に賠償請求できたのは、「現在の領域に損害を与えられた
連合国 “ のみ ”」であり、役務賠償に限定された⁶⁾。個別の平和条約では
ビルマとインドネシアと締結し、他国は、中間賠償、在外財産の放棄、経
済協力、借款などが行われた。役務賠償はアジア復興計画としての性格を
持っていた⁷⁾。かわりに、役務賠償を提供された国と国民の請求権を放棄
させた。

しかし、1991年の参議院予算委員会において、外務省は、「日韓請求権
協定について、これは日韓両国が国家としてもっている外交保護権を相互
に放棄したもので、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消
滅させたものではなく、日韓両国間で政府としてこれらを外交保護権の行
使として取り上げることができない」という「外交保護権のみ放棄論」を
展開する。これは山手治之によれば、「平和条約等によって放棄したのは
政府による外交保護権の行使のみであって、個人の請求権自体は消滅して
おらず相手国の国内裁判所に訴える個人の権利まで奪ってはいないから憲
法29条に基づく補償義務はない、と言い逃れするための理論」と指摘す
る⁸⁾。日本は、国外には平和条約等より請求権が失われるとしながら、国
内的には別の解釈を使用し二重対応をしている。この対応は、90年以降提
起されるようになった戦後補償運動と共に、戦後補償裁判増加の要因の一
つと考えられる⁹⁾。

第2節 女性の人権の向上と慰安婦問題の提起

慰安婦問題は、女性の人権の向上の中で提起されてきた。

女性の人権は、1948年に世界人権宣言、66年の国際人権規約を経て、平
等の実現へと動いてきた¹⁰⁾。国連総会は79年に女性差別撤廃条約を採択し、
締約国に差別的な社会慣行の是正を義務付けた¹¹⁾。そして、93年に「女性
に対する暴力の撤廃に関する宣言」を全会一致で採択した。これは、国家
による暴力も含まれる¹²⁾。20世紀後半は、女性の権利を実質的に向上させ、
国家がもたらす女性の権利侵害も否定した。

はじめに慰安婦問題を社会的に提起したのは韓国の女性運動である。植民地支配の時期には民族解放運動と連動し、解放後成立した独裁体制の時期には民主化と経済発展を要求する運動と連動した。しかし80年代後半に民主化が進展すると、個別に日本の売春観光や女子挺身隊の問題に取り組むようになり、別々に扱っていた女性団体が慰安婦問題に一致して取り組んで社会問題化した。90年には「韓国挺身隊問題対策協議会」(以下：挺対協)として結実した。慰安婦問題には、民族意識とフェミニズムの二つの視点が含まれるという¹³⁾。また近代韓国の状況から、抑圧する権力に抵抗する意識もあるだろう。

挺対協の動きは国内外に波及し、1992年には、慰安婦問題を国連に提起することによって、国際的に注目されるようになったのである¹⁴⁾。

第2章 アジア女性基金

第1節 慰安婦問題に対する日本政府の対応

90年6月6日に、参議院予算委員会で慰安婦問題が質問されたが、政府は軍の関与を否定した¹⁵⁾。ところが92年1月11日に資料が発掘されると、そこで軍の関与を認め調査に乗り出した¹⁶⁾。1月17日に宮澤首相が訪韓した際には、日本政府として「公式謝罪」をする¹⁷⁾。このあと、日本政府は慰安婦問題に関する調査の(一次)報告が行われ、「補償に変わる何らかの措置」に取り組むとしたが、請求権は消滅していると繰り返していたこと、渡辺外相の「人道的、政治的問題である」との発言が、犯罪性と法的な責任を認めない立場と解釈された¹⁸⁾。日本政府の調査はその後も続けられ、(二次)報告により日本軍の関与を認めたが、具体的な対応がなく韓国以外からも補償が提起されるようになった。そして国連に提起され、日本政府は国際社会への対応も迫られる¹⁹⁾。

93年8月9日に成立した細川政権は、先の大戦を侵略戦争と認定し、戦後責任を認める発言を行ったが進展はなく、94年4月28日に成立した羽田

政権も方向性を示さず、戦後処理は日本社会党の村山富一委員長を首班とする政権の成立へ引き継がれる²⁰⁾。

第2節 村山首相の「戦後50年に向けて」の談話と基金構想

94年6月30日に成立した村山政権は、戦後処理を重要な課題と認識していた²¹⁾。村山首相が所属する日本社会党は、支持母体である自治労が国会に戦争責任を認める決議を要求する署名を提出し、政権初期から戦後処理に取り組める環境にあった²²⁾。また村山政権は「男女共同参画室」を総理府に設け、女性の人権問題に取り組む姿勢を明確にした²³⁾。これらがリンクしたのが慰安婦問題であった。

村山政権は、94年8月に「平和友好交流事業」を計画し、戦後補償に関わる政策を包括的に実施するとした²⁴⁾。慰安婦問題は「おわびと反省の気持ち」を表すため、「補償に限りなく近い形での措置」として民間基金支援案が浮上する²⁵⁾。

基金の具体的な構想を提案したのが大沼保昭である。大沼は官房長官の五十嵐に構想を提案した²⁶⁾。内容は資金拠出が官民折半であるが、この提案をできたのは大沼が五十嵐と親しく、サハリンの在留朝鮮・韓国人問題に共に取り組んだからである²⁷⁾。また、五十嵐が慰安婦問題に取り組んでいたこともある²⁸⁾。

民間基金の考えは、慰安婦問題を認めてから政府内で検討されていたが、当時から対象者の特定が難しいとされ、これを遮っての検討となったとみられる²⁹⁾。さらに大沼は、基金案は一部の官僚に支持があったと述べ、官僚による後押しがあったと考えられる。そして大沼構想は、村山内閣の重要閣僚（首相・官房長官・河野外相・武村蔵相）の会合で議論になった³⁰⁾。このような背景から、村山内閣が基金構想を推し進めたとみられる。

民間基金構想は、自民党の河野総裁から早期に支持を受け、8月31日に発表された首相談話に「幅広い国民参加の道を」探求していくという内容で盛り込まれる³¹⁾。

第3節 「償い金」支給前の活動状況と基金活動の停滞

1. 「基金」の活動開始前

基金構想は、与党の「従軍慰安婦問題等小委員会」で検討されることになった。課題は、国民参加の道をどのように作るのか、対処すべき課題を慰安婦問題に限定するのかどうかであった³²⁾。これらは11月末に、

見舞金は元慰安婦を対象とし、民間の募金を主体とするが、国も基金の一部を出資する、とされた³³⁾。12月には、国民に幅広く参加を呼びかけることが確認され、95年1月には政府は基金に4億8千万円を出資し、「アジア女性の地位向上」を名目に支出を増額することになった。しかし、「見舞金」をいくら支給するか、募金が確保できるかは課題となった³⁴⁾。

基金事務局は、5月に「女性のためのアジア平和友好基金団体」として設立された。政府が管理し、日赤が実務をサポートする任意団体として発足して公益法人を目指すことになった。なお、「見舞金」の年内支給を目指すとされた³⁵⁾。

日本政府は、6月14日に基金の事業内容を最終決定した。官民共同で行う事業として、募金を資金にした一時金支給、医療福祉事業へ政府の資金提供、村山首相の「おわびの手紙」など、国としての反省とおわびの気持ちの表明、政府は、「慰安婦」関係の歴史資料を整えて、歴史の教訓とする。さらに、女性の名誉と尊厳にかかわる事業としてに合わせ、女性に対する暴力など解決のための事業を行うものに対し、政府資金による支援をする、とされた³⁶⁾。これに併せ基金の顔となる「呼びかけ人」³⁷⁾を選定した。政府は基金を「百点満点ではない」と認め「不満は残る」とし、「賠償交渉は決着済み」の立場との間で難しい決断であったという³⁸⁾。

7月18日には村山首相が記者会見を行い、基金の「呼びかけ人」による「呼びかけ文」を披露し、19日に活動が開始されたのである³⁹⁾。

2. 「基金」活動の開始と三木睦子の呼びかけ人辞任

まず、ここで基金の概要を定款をもとに示す。

基金は名称を「女性のためのアジア平和国民基金（略称：アジア女性基金）」（第1条）とし、

目的（第3条）に、

国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くために事業を行い、

もって、平和での自由かつ人権の尊重される社会の構築とアジア近隣諸国等と我が国との友好に寄与することを目的とする、と規定した。

業務（第4条）は、次の7点を挙げている。

女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発

いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施

女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又は支援

名誉や尊厳を侵害された女性に対する医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等のための事業の実施又はその支援

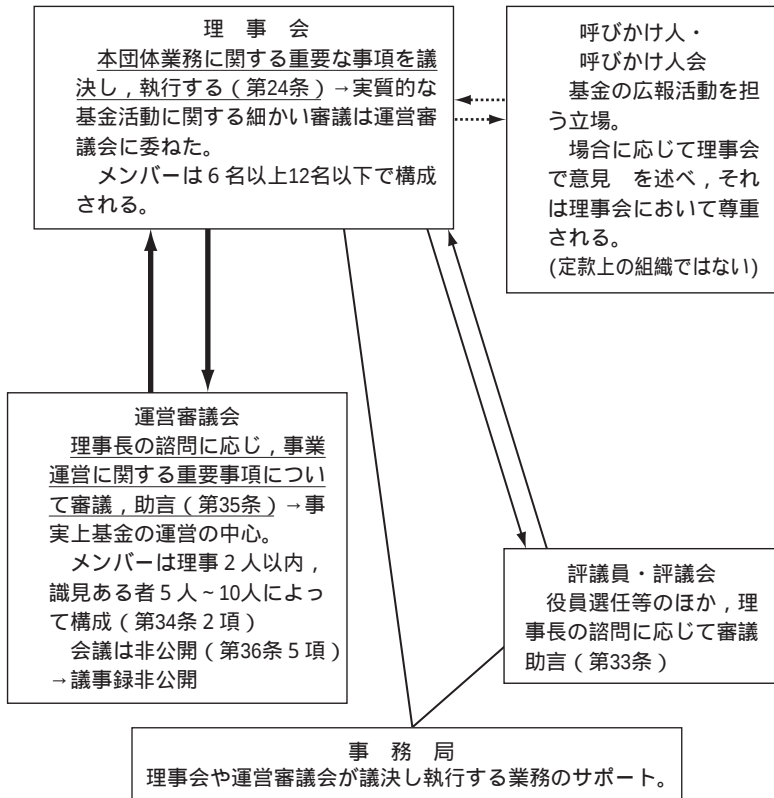
女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態もしくは女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究又はその支援

本団体の法人化のために必要な業務→財団法人に移行後は消滅（1995年12月）

その他本団体の目的を達成するために必要な事業

基金の組織編制は次のとおりである。役員（第17条）は、理事（6人～12人）、監査（1人～3人）とし、理事互選により理事長・理事長代行を選任する。任期は2年とし、再任可能（第20条）である。役員は無報酬（第22条）である。他は以下の図を参照⁴⁰。

図1〔アジア女性基金組織図〕



理事会は意思決定機関であるが、実際は運営審議会の影響力の方が大きいとみられる⁴¹⁾。重要案件は運営審議会に諮問がされ、運営審議会の暫定案が理事会で決定されている。また、理事会で検討された形跡がない案件が執行されていることから、基金は運営審議会によって実質運営されていたと考えるのが妥当である。なお、運営審議会議事録は非公開である。ここでは、「呼びかけ人会」に関する規定は存在しない。呼びかけ人会の地位は、95年9月22日に開催された第2回理事会で話し合われ、外部への啓蒙活動を任務とし、場合に応じて理事会で意見を述べることができるとし

た。なお、同理事会で理事会と運営審議会の関係性が明確にされ、理事会が運営審議会に諮問を行い、それに対し運営審議会が専門的提言・助言をするとし、理事会が決定・予算作成・業務執行を行うとした⁴²⁾。

次に、資金は政府予算と民間募金から調達されるが、発足時の平成7年度政府予算は、約4億8千万円である。この後も年度毎に予算は計上される⁴³⁾。募金は、基金・日赤・全国社会福祉協議会を通じ基金に入る⁴⁴⁾。募金は、最終的にどう使用されたか、詳細は公表されていないが、国民への情報公開が必要であろう。

1995年度の活動は、対話チームが中心である。この計画は第2回理事会で議題に上がった⁴⁵⁾。対話チームとは、基金の趣旨・目的を被害者に説明し、被害者の調査、支援団体の調査や基金の広報を目的とするものである⁴⁶⁾。基金は、この調査を元に償い事業の提供を目指した。当初95年内に派遣予定だったが、11月8日に開催された第5回理事会で派遣を96年1月としたため、償い事業の95年内実施は頓挫した⁴⁷⁾。対話チームには事前報道で被害者の「身辺調査」と反発が出たために、「対話」という名前を用いたとする⁴⁸⁾。活動先は、韓国・フィリピン・台湾に決定し、96年1月末より実行された。韓国には1月21日～24日に高崎宗司が派遣された。台湾は下村満子・中嶋滋・和田雅夫が1月22日～25日に派遣された。フィリピンは、有馬真喜子・林陽子・和田雅夫が1月22日～25日に派遣された⁴⁹⁾。レポートの公表は韓国のみである。

韓国では、内部の情勢調査を非公式に行った。調査ルートは高崎個人の繋がりに頼った。明らかになったことは、対日不信、基金に対する疑念を持ち、強硬な反対を示す支援団体の存在、である。対日不信の理由は、日本政府閣僚の発言である。基金に対する疑念の理由は、日本政府への不信がある。そして支援団体が強硬な理由として、より国際世論を動かそうとしていること、韓国内部で冷静な議論が難しいこと、韓国政府による説得も功を奏さないことが挙げられた。これに対応するために、強硬派と対話を目指すこと、情に訴える方法を韓国外交当局者や国会議員、大学教授か

ら指南してもらっている⁵⁰⁾。これで韓国が基金を受け入れられない状況が分かる。

この調査を踏まえ、96年2月22日の第4回理事会ではフィリピンの次の段階の議論がなされ、韓国・台湾では2回目の対話チーム派遣が模索された⁵¹⁾。また、新たに中国・オランダ・インドネシアへの派遣が議論された。そして、3月7日の第5回理事会で韓国・台湾・フィリピン・オランダの状況報告が行われた。韓国は、2回目の対話チーム派遣後で、再び高崎宗司が担当した。期間は2月26日～29日である。韓国は反日の風潮が強まり、一層の国際的圧力の期待が高まったと報告された。台湾は対話チーム派遣前の報告がなされ、外交部が基金反対のプレスを出していると報告された。別に2月29日～3月3日に訪問した高木健一氏によれば、被害者団体は「それなりにお金が出られるのであれば「基金」でもよい」と報告がされた。なお、この後対話チームとして3月27日～29日に大沼保昭が台湾に派遣されている。フィリピンは次の段階の報告がなされ、4者協議会(基金、被害者支援団体リラ・ピリピーナ、日本大使館、フィリピン政府)を設置することになり、在り方を大使館と検討中で4月に具体策を提示する必要があると報告された。そしてここでは、インドネシアは政府間により解決済との立場が報告された⁵²⁾。対話チーム派遣は韓国2回・台湾2回・フィリピン1回であり、成果はフィリピンのみである⁵³⁾。インドネシアは政府を介しての接触であり、中国・オランダは不明である。

そして、基金は1996年度の活動に移る。

96年度は、瀕死の被害者にどう対応するのか、という議論から始まった。基金の結成目的は、被害者に早急な対応を行うことだったが、募金額は96年4月8日段階で約3億円程度であり、一人当たりの額と支給対象人数は暫定的であった(96年4月7日公表時点で一人当たり200万円を下らない額、対象は約300名、7月下旬に支給開始を目指す)⁵⁴⁾。そこで4月17日の第6回理事会は、お見舞いと「総理の手紙」を早く渡せないか議論になった。「手紙」の内容と共に継続審議になったが、参考資料には、基金に協

力する「日本の戦後責任をハッキリさせる会」（以下：ハッキリ会）から、体調が悪化する被害者の報告書が添付されている⁵⁵⁾。また、4月26日の理事懇談会参考資料には、自治労から早く手紙を渡すこと、政府資金導入を要請する文書が掲載されている。自治労は、理事会と運営審議会に代表を出しており、内部からこのような意見が出たことは、基金の足並みが乱れた証拠である。また、呼びかけ人を務める三木睦子も早急な対応を要求している。元々三木は国家補償を主張していたこともあり、基金に不満を募らせていた⁵⁶⁾。4月にこれだけの動きが出てきたのは、11日に国家補償を要求するクマラスワミ報告が国連人権委員会で提出されたからである⁵⁷⁾。クマラスワミ報告は、慰安婦を「性奴隷制」と規定し、法的責任に言及した⁵⁸⁾。7日に償い事業が動いたのも報告書を意識したとみられる。このような動向は、基金が被害者支援団体を国際的な圧力頼みと批判しながら、実は日本政府や基金が国際的な圧力によってでしか動かない体質であることを露呈した⁵⁹⁾。クマラスワミ報告は、国連人権委員会で「take note（留意する）」という曖昧な扱いとなり⁶⁰⁾、クマラスワミ報告は「基金」を道義的観点からは評価していた。これで日本政府は対応に問題なしとしたが、法的責任は果たしたとする立場には疑問符がついた⁶¹⁾。

その中で、三木睦子は呼びかけ人を辞任した⁶²⁾。三木は5月2日に橋本首相に国家補償を要望した⁶³⁾。三木は基金で政府が動いたことに注目し、被害者救済につながればという思いから呼びかけ人に就任した⁶⁴⁾。しかし、基金に政府支援が少なかったことに失望したと漏らしている⁶⁵⁾。そして、更に日本政府の意欲が低いことを露呈したのは、「総理の手紙」問題である。4月19日の梶山官房長官の会見は、「手紙」計画の存在は知らないと述べ、5月2日の橋本首相の会見は、手紙は手渡されるかわからないということであった⁶⁶⁾。募金も集まらない、反省するかもわからない、これでは基金の存在理由は疑われる。

基金は発足して一年足らずで足並みの乱れを露呈した。最大の問題点は見切り発車をし、事前の調査不足が基金を引っ張ったといえる。これは、

日本政府の基金構想のずさんさを証明したのである。

3. 「償い金の支給」へ

基金は、96年5月9日の第7回理事会で、5月下旬をめどに韓国・台湾・フィリピンと対話再開を決定した⁶⁷⁾。この段階(4月26日時点)の募金総額は、約3億3283万円であり、目標には足りない。そこで政府と基金は、地方公共団体首長や議会議長に募金要請を行った。日付は5月としかないが、内閣副官房長官古川貞二郎名でなされている⁶⁸⁾。8日には、原理事長が橋本首相を訪ね、財界に基金への協力を促してほしいと要請した⁶⁹⁾。11日には村山元首相が梶山官房長官を訪ね、計画通り実行することを要請した⁷⁰⁾。これを受け、橋本首相は13日に財界の「橋本総理を囲む会」で基金協力を要請し、連動して地方公共団体にも要請を行ったものとみられる⁷¹⁾。なお、政府はこの段階で一律200万円が妥当と示した⁷²⁾。

第8回理事会参考資料で募金比率の内訳が明らかになった。基金が5月17日に開いた報道関係者との懇談会で明らかにしたもので、(5月17日時点で約3億3844万円のうち)個人から1億、官庁職域から1億、労働団体から1億、残りが財界であった⁷³⁾。「国民」基金であるが、職域や団体からが大部分であり、国民基金と言えるのか疑問である⁷⁴⁾。

6月4日の第9回理事会では、3日に橋本首相が「総理の手紙」を書くことと原理事長に約束したことが報告された。橋本が「手紙」を渋った理由には、基金がスタートしても元慰安婦の理解が得られず、訴訟取り下げにならず、不利な証拠として使われることを懸念していたからだ。「手紙」の発案者である五十嵐官房長官は、「心のこもった手紙を渡し、理解が得られれば、訴訟取り下げも期待した」と述べているが、取り下げの動きはなく、政府には法廷で使われることの警戒感が残った⁷⁵⁾。なお、事業の具体策を、小委員会を設けて検討することになった⁷⁶⁾。そして、医療福祉事業の小委員会報告が7月10日の第11回理事会で行われた。内容としては、個々のニーズに合うようにメニュー方式を採り、現金に近い形での提供を

模索することになった。費用は償い金を上回る額とし、実施期間は10年とした⁷⁷⁾。

更に、7月19日に開かれた第13回理事会では、償い金は韓国・台湾・フィリピンの約300名に200万円ずつ支払われること、医療福祉事業は韓国・台湾・フィリピンに総額7億円規模で10年に渡り行うことが決定した⁷⁸⁾。この償い金支給額の決定は内部でこじれ時間を費やした。そもそも、「手紙」を出すことが確定しない限り償い金の議論は行わないという理事の抵抗により長引いたのであるが、次は300万円支給派（運営審議会）と200万円支給派（官僚出身の理事）の対立に発展した⁷⁹⁾。200万円は、88年に台湾の旧日本軍人・軍属へ支払われた見舞金の額である。政府は台湾の例と同様に200万円を強く主張し、理事会でそのように決定された⁸⁰⁾。これは、政府が台湾軍属からのさらなる補償要求を避ける狙いがあったとみられる。しかし、民間基金が募金から一時金を支給するのであれば、なぜ政府が支給額を以前に補償した例と支給水準を同額にしようとしたのか理解できない。『民間』なのだから、基金の裁量に任されるべきであって、またしても基金が政府に逆らえない組織であることを露呈したのである。

7月30日の第14回理事会は、償い金の支給基準を決定した。対象は「慰安婦」とし、基準は当該国の認定を尊重し、認定プロセスに基金の確認を必要とした。また、95年7月19日（基金設立日）の生存者が対象である。95年7月19日以降亡くなった被害者に関しては、配偶者・子による請求を認めるが、認定は被害者の意志を尊重する。そして、医療福祉事業に関しては実施しない。申請期間は公示から5年とし、支給方法は、関係国・地域ごとに決定する⁸¹⁾。償い事業の実施には、作業委員会を設置することに決定した。ただ、最終的な決定は理事会が行うことにした。

4. 「償い金」の支給の実際

96年8月6日の第15回理事会では、韓国・台湾・フィリピンでの事業の進捗が報告された。韓国、台湾では現地団体や政府から拒否ので、事業開

始の延期を決定した⁸²⁾。フィリピンは、リラ・ピリピーナ(以下:リラ)の協力(アジア女性基金委員会の設置)を得ることができ、事業を展開することになった⁸³⁾。リラは基金拒否を表明していたが、被害者に受け取り希望者もいたため、これに対応するために体制を整えた⁸⁴⁾。しかしリラは組織分裂の代償を支払うことになった⁸⁵⁾。なおリラは、「償い金」を受け取っても訴訟は妨げられないと判断し、受け入れを決めた⁸⁶⁾。この考えは、10月3日の第19回理事会で日本政府も可能と回答している⁸⁷⁾。

更にこの回で議論に上ったのは総理の手紙問題である。和田春樹の提案であるが、「お詫び」の言葉を今まで政府文書は「謝過(サグア)」としていたが、手紙は「謝罪(サジェ)」とするべきとしている。前者は「ご無沙汰をわびる」と使われ、日本語に言う「失礼しました」に近く、韓国では日本のお詫びが理解されなかった。後者は「死んであやまちをわびる」と使われる。今回の「お詫び」には後者の「謝罪」が妥当するとの主張である。この提案は政府に採用された⁸⁸⁾。しかし、言葉には基金から注意を払うよう政府に要請があったが、英訳のまずさで総理の手紙は反省を表していないと批判される⁸⁹⁾。日本政府は手紙さえも基金の満足するように書けず、足を引っ張った。

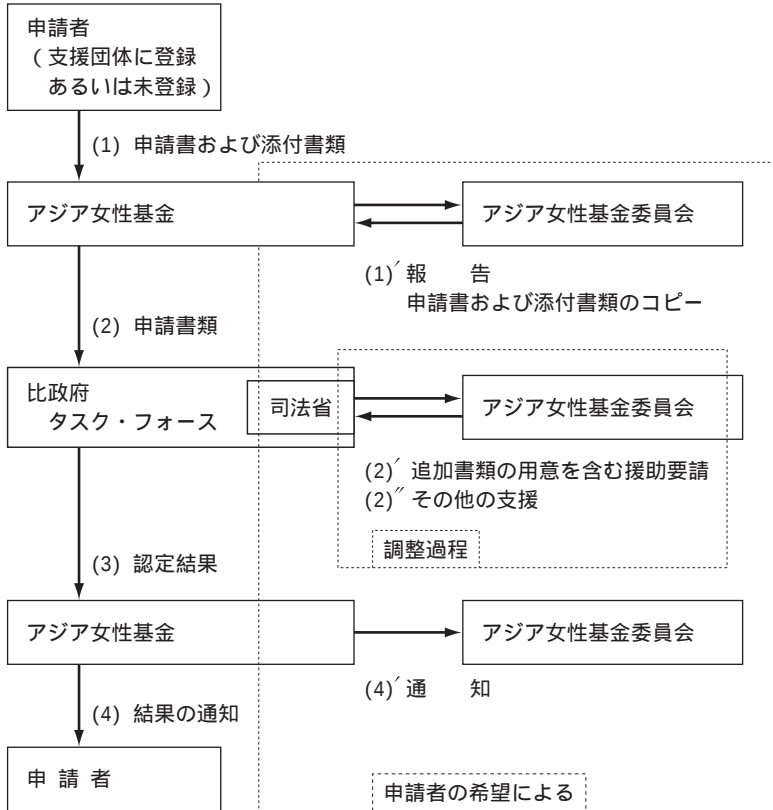
基金は、8月13日にフィリピンで償い事業受付開始を広告し、8月14日に3名に償い金と総理の手紙が伝達された⁹⁰⁾。その後事業を拡大し、10月15日の第20回理事会では、実施プロセスが報告された。手順は、償い金を受け取りたい人はアジア女性基金に申請する。その申請はフィリピン政府のタスクフォースが審査し、支給対象に該当するか認定する。結果は基金に報告され、そこから申請者に通知される。これらのプロセスには申請者の意向により、リラが設置したアジア女性基金委員会に報告させることもできる。

そしてアジア女性基金委員会の概要も明らかになった。委員会はリラの決議によって設立された独立組織である。機能と目的は、被害者が基金を受け入れるプロセスへの参加、被害者へ助力し権利を守ること、

図2 〔フィリピン償い事業実施プロセス概念図〕

認定調査の決定の過程

1996年10月



出展：『参考資料』「財第20回理事会」1996年10月15日

並びに、犠牲者の権利の保護・増進の観点から生存者を支援，基金，日本・フィリピン政府と連絡を取り合うこと，である。フィリピンでは償い金支給のための体制が整った。しかしラは，基金では被害者の尊厳は回復しないと改めて批判した⁹¹⁾。

一方韓国では，被害者や支援団体が基金との接触を拒んだため進展しなかった。韓国では，被害者の生活支援のための募金が行われ，韓国政府は

「被害者及び関係団体が受け入れる方法でなければならない」と述べるなど、拒否の姿勢だった⁹²⁾。そして動けない基金に対し一部の被害者から不満が高まった⁹³⁾。基金は、11月7日の第21回理事会で、韓国での活動見合わせを決定した。また台湾も韓国同様、被害者支援を統括している台北市婦女救援基金会（略称：婦援会）に拒否され、他の受け皿を探す状況に追い込まれた。台湾の場合、当局が婦援会を唯一の被害者団体と認め、婦援会が基金を希望する被害者はいないと言え、それを信じるという立場だった。基金の分析では、日本の議員立法等の流言が要因と指摘している。そして、フィリピンも台湾同様の流言等（と基金は分析）により活動が一時停止となった⁹⁴⁾。

ところが韓国では、97年1月11日午後17時に7名の被害者に伝達した⁹⁵⁾。伝達は公にされず、韓国政府や被害者支援団体から批判を浴びる⁹⁶⁾。反発の大きさに、基金は韓国での活動が一時停止に追い込まれた⁹⁷⁾。（2月に再開）⁹⁸⁾

97年に入り、医療福祉事業にも進展が見られるようになった。まず、1月11日に開催された第23回理事会では、「インドネシアにおける高齢者社会福祉推進事業」を、基金が窓口として実行するとした⁹⁹⁾。内容は、インドネシア社会省の運営する老人ホームに付属し、身寄りがなく働けない高齢者を収容する施設を10年に亘り整備するというものである。施設では、宿泊・食事・入浴等のサービスを提供すると同時に、リハビリを実施する。慰安婦と名乗り出た女性を優先的に入居させることで合意した。設置場所は、慰安婦が多数存在したとみられる地域に重点的に設置された¹⁰⁰⁾。インドネシアの被害者やその支援団体からは、インドネシアでの対応は被害者に直接的なサービスがないと批判を浴びた¹⁰¹⁾。さらに1月15日には、フィリピンの社会福祉省と合意が成立した。規模は、一人当たり120万円であり、内容は被害者のニーズに合わせて、財やサービスの提供・カウンセリング・一人暮らしの被害者への手当て、を実行するとした¹⁰²⁾。韓国は償い金支給と同時に医療福祉事業も開始されたが、詳細不明である。

このように、96年度は基金が動いた年であった。しかし、事業は成果を上げることができず、償い金はフィリピンで11名・韓国で7名の受給者、しか存在しなかった¹⁰³⁾。また医療福祉事業も、基金主体で行うのは韓国・フィリピンのみで、インドネシアは日本政府に対応を委ねた。

1997年度の償い事業は、台湾で開始すると、97年5月2日に公表した¹⁰⁴⁾。これは以前から償い金受給を希望していた女性に対し支払い確認をした経緯もあり、萬国法律事務所を申請受付先とした¹⁰⁵⁾。同時に提供される医療福祉事業は、台湾では300万円規模とした¹⁰⁶⁾。これに対し、婦援会が中心となって8月31日に「慰安婦支援競売会」というオークションを行い、その収益から11月に被害者42名に一人あたり約200万円を支給した¹⁰⁷⁾。また、9月29日の婦援会のパーティ上で台湾行政院秘書長（官房長官級）夫人が、日本の一時金の代りに約200万円支払うことを表明し、12月5日に被害者42名と当局の間で償い金を受給しないという条件で代替金の支給が調印され、98年2月に支給された¹⁰⁸⁾。台湾での認定・実施プロセスは公表されていない。

11月11日の第31回理事会では、中国やオランダも議題に上がった。中国はインドネシアモデルを想定して交渉したが、中国は応じない姿勢を示した。オランダは政府は関与しないとの姿勢を示した¹⁰⁹⁾。しかし、12月16日の第32回理事会の報告で、オランダ側がPICN（オランダ事業実施委員会）を設置し、基金と覚書を締結して事業を実施するとした。PICNは、元将軍ハウザー氏、対日道義的債務基金という被害者団体、PELITAという半官半民の団体、が設立したものである。事業内容は、オランダの制度により提供されない財やサービスを提供する。規模としては、日本政府出資による2億4150万円で、実施期間は3年¹¹⁰⁾。対象者はPICNの認定した79名で、一人あたり約300万円規模とし、実施費用の財政的支援も行われている¹¹¹⁾。オランダも認定・実施プロセスは公表されていない。

以上が1997年度の活動である。償い金の受け取り人数は97年度のみで53名である¹¹²⁾。なお、国別の支給人数公表は、プライバシーの観点から行

わないことになった¹¹³⁾。

5. 「償い金」支給の行き詰まり

1998年度の活動は、韓国での事業拡大を意図した。98年7月22日の第36回理事会は、「ゆずれないライン」を定め、償い金200万円と総理の手紙を届ける、被害者の意見を聞く、7人の償い金を受けとった被害者の現状を打開する案を検討した。背景には韓国政府が被害者に基金を受給しないと署名させ、総額約350万円を支給したからである。このお金は慰安婦として認定を受けた152名中、基金から受給した7名と、署名を拒んだ4名には支給されなかった¹¹⁴⁾。韓国政府が誓約を取った理由は、基金が極秘に10数名に支給していたからである¹¹⁵⁾。対象者は特定されなかったが、署名しなかった11名には嫌がらせが多発し、基金はその状況を打開しようとした¹¹⁶⁾。しかし決定は議事録・資料にはない。

韓国の展開が行き詰まりから、99年2月10日の第38回理事会で方向転換を決定した。事業は大韓赤十字社を通じて行い、申請者に支給する、ほかにはアドホック委員会で対応することに決めた¹¹⁷⁾。しかし、5月8日に韓国での事業展開を停止すると発表した¹¹⁸⁾。韓国政府の基金を拒否する姿勢に交渉が具体化に至らなかったからである¹¹⁹⁾。そして、7月30日の第41回理事会で、大韓赤十字社との連携も白紙にした¹²⁰⁾。

2001年1月16日の理事／運審等合同懇談会は、キャンペーン2000と言われる募金増額運動の報告が行われた。運動が実施された理由は、2000年9月の段階で償い金受給希望者が160名だったのが200名に増加し、資金が不足したからである(希望者全員に支給とすると1億4000万円不足)¹²¹⁾。2000年9月1日から実施され、2002年4月11日時点で総額1億1087万円の募金を集めた。内訳は、中央省庁関係職域から4001万円、地方公共団体職域から1337万円、主要労働団体から1495万円、経済団体関連等から390万円、一般国民等から3864万円である。募金状況を検討してみると、基金の置かれた厳しい状況が明らかである。募金は、償い事業終了時(2002年5

月）で5億6500万円に上った¹²²⁾。これからキャンペーン2000の募金を除くと、2000年8月末までに、総額約4億5000万円しか集まっていない¹²³⁾。しかし、98年5月6日段階で約4億8300万円の集まったことが集計されている¹²⁴⁾。約3500万円のずれが生じている。この点を外務省に回答を求めたところ、地域政策課によれば2002年当時の基本財産構成部分除いた財産額が、2002年8月末の募金収支に当てはまるとする。筆者も2002年の決算報告書を読んだが、基本財産が約3800万円あることから、説明には信憑性がある¹²⁵⁾。この回答を踏まえると、募金額の伸び悩みが明らかになる。筆者は、95年～2002年の決算書を読み返したが、基金の基本財産は3000万円～約4000万円程度。平均3500万円とし募金額から引くと、98年以降著しい募金の伸び悩みが見られる。98年で募金は約4億5000万円であり、2000年8月末でも増加はない。伸び悩んだ詳細は不明だが、国民の支持がなかったことは明らかである。基金は発足当時から批判にさらされ、批判はメディアによって国民に伝えられてきた。最初は戦後50年ということで慰安婦問題に関心のあった国民も、関心を失っていったのではないだろうか。その結果募金の調達が困難になり、キャンペーン2000運動を展開することにより、新たな調達を目指したと考えられる。しかし実態は公務員からの拋出がほとんどであり、基金は発足して5年目には、官民共同という性質を失ったのである。

6. 「償い金」支給終了に向けて

基金では、2001年1月16日の合同懇談会を境に償い事業の終了を前提とした議論が行われるようになった¹²⁶⁾。12月17日の第57回理事会では、韓国での停止継続を決定したが、翌年2月15日の第58回理事会で終了を決定した¹²⁷⁾。そして、受給希望申請締切を5月1日にした。また、台湾も同日を申請締切と決定した。（事業活動終了は9月末。）なお、オランダの事業は、2001年7月13日に終了し¹²⁸⁾、フィリピンの事業は2001年9月末終了している¹²⁹⁾。

表1 「各国での事業実施状況」¹³³⁾

	フィリピン	韓 国	インドネシア	台 湾	オランダ
実施時期	1996年8月13日～2002年9月末	1997年1月11日～2002年5月1日	1997年4月～2007年1月	1997年5月2日～2002年5月1日	1998年8月～2001年7月13日
受け入れ窓口	アジア女性基金委員会	不 明	インドネシア社会省	萬国法律事務所	PICN
医療福祉	一人当たり120万円規模のサービスをフィリピン政府を介して実施。	詳細不明	高齢者生活支援施設の建設。	一人当たり300万円規模のサービスを提供。	総額2億4150万円規模。一人当たり約300万円規模サービス提供。

償い金は各国一律200万円（インドネシア、オランダでは支給無し）

事業により償い金を受領したのは285名、支給総額は5億7000万円である¹³⁰⁾。募金は5億6500万円しか集まらなかったため、不足額は、1000万円分の基金の基本資産を処分することでまかなわれた¹³¹⁾。そして医療福祉事業を受けたのは364名。これは償い金を受給しないオランダの被害者79名が含まれる¹³²⁾。インドネシアでの医療福祉事業はこの段階では継続されている。

第4節 「償い金」支給後の活動の変化

2002年の第62回理事会は、活動の方向性が討議された。運営審議会は理事会に、基金解散時に継続すべき事業として次の4点を挙げた。アフターケア、資料等の取り扱い、女性の尊厳にかかわる事業、「慰安婦問題」に関わる残された問題に取り組む事業、である。実行には政府の関与が重要とし、解散までに政府に提言することとした¹³⁴⁾。

償い事業終了後は、経過報告と基金活動の報告が重要なものとなった。8月30日の第64回理事会では、事業報告会が計画され、東京や大阪などで実行された¹³⁵⁾。また、インドネシアの経過調査報告書がまとめられ、こ

れはインドネシアの事業終了まで行われる¹³⁶⁾。このような報告は、他国でも見られる¹³⁷⁾。

2004年1月27日の第71回理事会は、2005年度、2006年度はインドネシアの事業と資料作成に集中して解散への準備期間とした¹³⁸⁾。そして6月16日の第74回理事会で、平成16年度事業プロジェクトチームを立ち上げた。これは償い事業を実施した国・地域において、基金の意義および活動を後世に伝える事業を実行するものである¹³⁹⁾。メンバーには、大沼・下村・和田の各理事と、横田運営審議会委員長が指名された¹⁴⁰⁾。プロジェクトチームは、2005年7月15日～17日に国際シンポジウム開催した¹⁴¹⁾。12月7日～9日に日韓の学生フォーラムを開催している¹⁴²⁾。

2006年1月25日の第85回理事会は、2007年2月に活動を清算することに決定した。その後の理事会は清算問題で進行する。この中に情報公開の議論も存在した。これは2007年1月6日の第92回理事会で議論され、今回資料に用いた理事会資料の公開の決定もここで行われている。議論の中で、議事録の一部が抹消されていることがわかった。議事録は公開であるが、発言要旨やテープ起こしは非公開とされており、これが実態不透明の原因である¹⁴³⁾。

基金はアフターケアに関しては、寄付等で終了しており、その後はODAの課題とされた¹⁴⁴⁾。

このような経緯でアジア女性基金は事業を終了し、2007年3月24日に解散した。基金は3月6日の第97回理事会で解散会見の想定問答を検討しているが、想定問答2問目（基金は失敗か成功か）で、「一定の評価を得た」と返答するとされている¹⁴⁵⁾。しかし基金は被害者と向き合った組織だったか疑問が残る。被害者と向き合うと決めた組織として、自ら評価・判断を下してほしかったと思う。

第3章 基金の方向性の検証

第1節 基金の方向性

基金は官民共同が前提の立場であり、また、日本の道義的責任を果たすという立場もあった。基金は、「国民」が道義的責任を果たすために「政府」によって作られた。しかし、基金を国民が政府に望んで基金を作らせようとした動きはなかった。政府が民意を把握せず突然基金を作り、国民に基金を通じて道義的責任を償えと呼びかけた。この基金の方向性に疑問を感じる。

基金は、償い事業、女性尊厳事業、歴史の教訓とする事業を掲げた¹⁴⁶⁾。償い事業は、被害者に直接提供される事業である。ところが、女性尊厳事業と歴史の教訓とする事業は、幅広い対象の事業である。女性尊厳事業は、性的な社会問題を取り扱う調査研究事業、性的な問題で精神的苦痛を負った人のケアの開発事業などに対し資金拠出など行い、女性の人権問題に関する啓発活動を展開した¹⁴⁷⁾。歴史の教訓とする事業は、慰安婦資料集の刊行を行ったが、基金の業績を残すための資料を作ったりするなど、慰安婦問題からかけ離れた事業も展開した¹⁴⁸⁾。基金は、慰安婦問題の啓発には問題の発生原因として女性の人権の認識が必要であり、過去を直視しつつ将来を考える必要性を説いた。慰安婦問題解決にはそのように動くことは理解できるが、時限的に設置された基金が扱うには幅広すぎる。基金で行う必要性はあったのか。特に現在の課題の取り組みに関しては、基金ではなく、政府としての取り組みが重要であろう。むしろ慰安婦問題に限定することが、基金の理にかなうものだった。しかし、このような事態になった理由として、日本の政治的事情を挙げることができる。ここで、国会の議論を検証してみる。

議事録を検証すると、慰安婦問題は野党が政府の攻撃に利用してきたことがわかる。教科書問題¹⁴⁹⁾、PKO 関連法案¹⁵⁰⁾、女性の人権問題、在日

朝鮮・韓国人の人権問題¹⁵¹⁾、外交政策など¹⁵²⁾。特に社会党は政府を追及するのに問題を利用してきた。自民党と社会党は連立政権を組んだ際に、自民党は追及されてきた立場から今後の追及を避けるため、社会党は追及してきた立場から取り組まざるを得なくなったため、基金を多角化したと考えられる。つまり、国内向けの顔として事業を多角化し、被害者やその支援団体国際社会への顔として、慰安婦問題への取り組みを強調したのだ。

基金の課題は、被害者の求めた謝罪の態度を示すことに消極的だったことである。基金の事業は政府によりあらかじめ決定されていた。呼びかけ文で政府に目を光らせると言いながら、政府の影響から離れて行動することができなかった。基金は政府という後ろ盾があったからこそ活動が出来たが、それが制約でもあった。その意味で、日本政府の「隠れ蓑」の役割から脱せなかったといえる。

第2節 基金活動に対する大沼保昭の影響と大沼の思想

基金に初期から関わった大沼は、基金構想提案者でもあった。大沼は呼びかけ人として理事として深く関与した。大沼は、1975年に刊行した『戦争責任論序説』（東大出版会）を皮切りに、2007年には『東京裁判・戦争責任・戦後責任』（東信堂）を刊行し、戦争責任論に関わる研究を行ってきた。そして在サハリン朝鮮・韓国人の帰国運動に関わった経歴もある。大沼はこのように戦後処理に関心を持っている。

大沼は、戦後補償の取り組みが「民族の誇りを回復するため」に必要なと述べる。大沼にとり戦後補償が、「日本の国際社会における評価を高め、……発言権を強めていく」うえで「前進の一環」となり、それが民族の誇りを回復につながると考える¹⁵³⁾。大沼は、東京裁判を分析する中で日本を取り巻く問題点を指摘し、その解決を訴えた。そして最も重要な位置に戦後補償問題を置いた。

大沼は、東京裁判の問題点に指導者責任を指摘した。ヴェルサイユ条約に登場した指導者責任論は、戦争違法論と結合しロンドン会議で国際軍事

裁判所条例に取り込まれた¹⁵⁴⁾。その指導者責任が適用された東京裁判は、二つの問題点があることを大沼は明らかにした。一つは、日本国民の加害者責任を指導者に押し付けたこと(傍観者の立場からする消極的是認)。もう一つは勝者の裁き(連合国の偽善へのシニニズム)である。まず、傍観者の立場からする消極的是認とは、東条悪玉論を裁判が肯定したことにより、裁判を否定しない姿勢である。指導者層によって悲惨な境遇に陥れたとする国民は、それを裁判が確定したことは納得いくものであった。それは、反射的に国民の戦争参与を免責するものであった。そして、連合国の偽善へのシニニズムとは、勝者の裁きに対する割り切れなさである。これは次第に不信感に変わる。広島や長崎への原爆投下や冷戦期の米ソの軍事行動は日本人に不信感を生んだ。これから、ドラマ「落日燃ゆ」や映画「東京裁判」では連合国の負の側面を観衆が受け止めたとし、国民が持つ東京裁判の意味を明らかにした¹⁵⁵⁾。

これに対し、1980年代から90年代に日本人は加害者認識を持たされるようになった。80年代には日本は経済大国として注目を浴び、戦争責任・戦後責任に関わる学生や市民運動も社会に認識され、西ドイツの例が日本国民に戦争責任に向き合わせる要因になった。細川内閣は先の大戦を侵略戦争と認め、村山内閣の村山談話以降も政府はこの談話を引き継ぐ。こうして、中国や韓国に謝罪を重ね靖国参拝を首相が控えているにも関わらず非難を浴び続けると、経済状況の悪化もあり日本中に鬱屈した気分が高まったのである¹⁵⁶⁾。

大沼は日本人の持つ被害者性と加害者性を相対的に描き出し、日本のあるべき姿について次のように説く。

戦後の日本が平和憲法を維持し経済繁栄を獲得したことは、世界に十分誇りうることであり、この点に自信を持つことが重要である¹⁵⁷⁾。しかし、同時に過去の日本の悪行に向き合うことが重要である。日本の行為は事実であり、日本は自らの優れた点を評価しながら同時に過ちを認める自然な姿をもつべきである¹⁵⁸⁾。ここから転じ、戦後補償を行いながら日本の戦

後の努力を伝えるべきであるとする¹⁵⁹⁾。

大沼は基金を通して、被害者の救済と日本の誇りを取り戻そうとした。しかし、基金は大沼の思うようには動かなかった。大沼は相対的に物事を見て、彼の専門である国際法でも文化相対主義を唱え、各文化圏の思想を法に取り込むことを要求する¹⁶⁰⁾。そしてこのような視点で東京裁判も見る。

基金も相対的視点の下、個人を対象に展開したが、被害者支援団体が拒絶した。国家補償という目標にまとまった被害者や支援者を分裂させる恐れが強いからである。相対的な見方はバランスの取れているようであるが、行動として取り組むことは難しい。個々の立場の尊重は理解されるが、それは解決策として評価されるのだろうか。基金は個人や国ごとに対応が違う。これは大きく批判の対象となった¹⁶¹⁾。大沼は、「慰安婦のために何がしかできたのであるからそれでよい」と述べたが、本当に被害者にとって救済になったのか¹⁶²⁾。被害者には、基金により人間関係を損ねた者も少なくない。個人を重視するあまりに、集団の被害者の立場をよく理解できていなかったのではないか。それが批判となったと考えられる。基金は大沼に近い形で動いた。しかし、基金と大沼は根本的な違いもあった。基金は活動に消極的であり政府も消極的であった。

そもそも、基金と大沼には最初からずれが生じていた。基金は大沼構想と違い、政府が設置し、政府任命の役員が就任し、民間人は広報に徹するという組織になった。しかし、この組織を大沼は容認した。基金に協力した民間人は、事業内容で巻き返しに出る¹⁶³⁾。巻き返しに大沼の関わりが見当たらないが、医療福祉事業を「事実上の国家補償」と位置づけた大沼にとって、政府出資額は重要であった¹⁶⁴⁾。大沼は、実質的な面で自己の構想に近づけようとしたと考えられるが、運営方針を政府に握られていた以上基金の動きが伴わず、最終的に2000年に大沼自身が理事として運営に携わる。しかし、その頃には運営は行き詰まっており、大沼の形式面での妥協が、致命的なミスとなったのである。

第3節 基金の評価

基金は、基金に関わった当事者以外からはほとんど評価されなかった。基金解散直後欧米各国議会で、慰安婦問題の解決を要求する決議が相次いで出された¹⁶⁵⁾。公式謝罪や国家補償を要求するもので、法的問題は解決済みとする日本政府の主張を否定した。国連人権委員会に提出された報告書のうち、96年4月に提出されたクマラスワミ報告は、日本の法的責任に言及しながらも基金は道義的責任を負うものとして評価された。しかし、98年8月に提出されたマクドゥーガル報告は、法的責任に議論を集中させ、基金の評価は低かった¹⁶⁶⁾。以降、国連に提出される報告書は日本の法的責任に言及している¹⁶⁷⁾。国際社会の関心は日本の法的責任の取り方に集中していた。基金は、解決策として国際社会が認定しなかったもので、解散直後から法的責任の要求に直面することになる。

被害者から見て、基金は解決策ではなかった。基金の事業を受けた被害者からは、「総理の手紙」を受け取り、医療支援もあり、評価する声もある¹⁶⁸⁾。しかし、韓国では償いを受け取ったことで苦しい立場になった被害者がおり、フィリピンでは償いを受け取った被害者と、受け取らない被害者とが分裂し団結が崩壊した¹⁶⁹⁾。基金は、被害者が納得するような解決策にはならなかった。

そして、慰安婦を公娼と称したり、慰安婦には親の身売りでなったのだから補償しなくてよい、と主張した立場からも基金は反対を受けた¹⁷⁰⁾。もちろん全て批判ではなく「基金の正確な情報が伝わっていなかった」との擁護もあったが¹⁷¹⁾、ほとんど評価されなかった。

基金は、万全の解決策として提案されたものだろうか。基金は、村山政権の政治的力学の中で提案されたと大沼は言う。大沼によれば、当時の日本政府において望みうるギリギリの線であったそうだが¹⁷²⁾。このような書き方は、慰安婦問題解決のためにはもっと追求すべき方法があった印象を受ける。では万全な解決策とは何だったのか。基金には法的補償の立場の

人間もいた。しかし、それを否定した日本政府は慰安婦問題が提起されたときに、慰安婦とは「民間業者が連れ歩いていったもの」との立場を示し、国家としての関与を否定した。ところが、慰安婦に関する資料の発掘と戦後補償運動の台頭、国際社会の関心が日本政府に対応を迫り、やむなく基金を選んだと言える。とりあえず取り組んだが、それは日本政府からも被害者からも国際社会からも万全ではなかったから、批判に始まり終わる結果となった。

そして、何より批判された点は、「国民」を名乗ったことだろう。基金の理念は、官民が共同して償いを果たすことだ。しかし、募金は官庁職域や労働団体に依存しており、個人の寄付額は小さい。もちろん、官庁職域や労働団体に善意の募金が無いとは言えないが、この中にどれだけ個人の意志を反映した募金があっただろうか。

官民が共同して償うとの試みは失敗した。そこには政府が国民を利用する構図があり、国民から積極的に動くことはなかった。そもそも、日本は民主主義社会の国家であり、民主化された日本社会を日本国民がコントロールしている¹⁷³⁾。こう考えれば、大沼や基金が唱えた国民「公」論はまとはずれな議論であり、意図的に政府＝公、国民＝私の二分論を否定するような議論をすることが、国民の公的性質を貶める。基金は、「公」の議論を変質させることにより、日本政府が慰安婦問題を正面から取り組むことを避けさせた。基金への批判は日本政府への批判でもあったといえる。

しかし、基金に自ら募金をして償いを果たす意志をしめした日本人が存在することは忘れてはならない。この日本人の意志を被害者に届けるべく、日本政府には再び戦後補償に取り組むべきではないか。

結 わ り に

本稿ではアジア女性基金を検証した。そこで浮き彫りになったのは、日本政府の意向に振り回され、被害者やその支援団体の拒絶に立ち往生した

姿であった。そこに民間組織の民間の意志を感じ取れなかった。あくまで日本政府の隠れ蓑という存在であった。一度募金を集めた手前、どうしても償い金を渡さなければならず陰に回って行動した。また国民基金を名乗りながら都合のよい情報だけ公開し、不都合な情報の開示に対する消極姿勢は、国民の名のもとに行われた戦後補償として評価出来ない。国民基金を唱えるならばどうしても堂々とその取り組みを公開できないのか。償い金は、国民の善意によってまかなわれた一面がある。どのように使用したか説明が求められる。国民から募金は確かに集まったが、内容は国民の意志を感じるには不十分なものであった。特に、募金活動の活動停止期間と思われる時期が長期にわたり存在したことは、国民が基金に対して批判的であったことの現れであろう。長期化によって国民の関心が冷めたのも一因であろうが、活動初期から募金の調達に困難を極めた点これだけを挙げてても国民の支持が基金にあったとは言いがたい。いつまで日本政府は戦後補償から逃げるのか。なぜ、日本に戦後補償を求める声がやまないのかを検証し、そのための政策の実施を望む。戦後補償への取り組みは国際的評価にマイナスにならない。戦争と戦後の取り組みによって失った日本の評価を取り戻すには必要なものである。基金への募金には、決して大きくはない額にせよ戦後補償に真摯に取り組むべきとする日本人の意志が詰まっている。この意志を受け取り戦後補償に取り組むことこそが、官民「協働」というものであろう。重要なのは共同ではなく協働である。基金の解散により日本政府の戦後補償への取り組みが終了したことは、残念なことである。

- 1) 秦郁彦「慰安婦問題の終末」『政治経済史学』438・439号2003.2・3月8-17頁。
- 2) 土野瑞穂「「慰安婦」問題にみるジェンダー・ポリティクス——ジェンダー・ジャスティス実現へ向けた課題——」『F-GENS ジャーナル』10巻2008年3月255-264頁。
- 3) 有光健「「国民基金」をめぐるフィリピンと台湾の現在（政府は「国民基金」ではなく「国家賠償」を——「従軍慰安婦」問題）」『週刊金曜日』5巻38号1997年10月など他多数。
- 4) 本稿で利用したアジア女性基金の理事会議事録、理事会参考資料、基金の刊行物は、全てアジア女性基金サイト（<http://www.awf.or.jp/index.html>）にPDFファイルで収められている。他の資料は、外務省へ情報公開請求が必要。

- 5) 外務省サイト（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/shiryo/shiryo_06.html）。
- 6) 永野慎一郎・近藤正臣編『日本の戦後賠償～アジア経済協力の出発～』勁草書房1999年2-3頁。
- 7) 竹原憲雄「戦後賠償・経済協力と政府開発援助（1）」『桃山学院大学経済経営論集』第42巻4号2001年3月302頁。
- 8) 山手治之「日本の戦後処理条約における賠償・請求権放棄条項（一）——戦後補償問題との関連において——」『京都学園法学』第1号2001年5頁。「外交保護権のみ放棄論」は、「平和条約請求権放棄賠償請求訴訟」から主張している。37頁参照。
- 9) 高木健一『従軍慰安婦問題と戦後補償』三一書房1992年181頁、山手・前掲注8）5頁。
- 10) 早川紀代「女性の権利と人権」『歴史評論』1月号2001年35頁。
- 11) 大沼保昭『国際法』新訂版2008年4月東信堂360頁。
- 12) 山下泰子「女性差別撤廃条約採択後の国際人権の展開」『ジュリスト』1237号2003年1月33-35頁。
- 13) 鄭鎮星著、鄭大成・岩方久彦訳『日本軍の性奴隷制——日本軍慰安婦の実像とその解決のための運動——』2008年12月論創社116-118頁。
- 14) 鄭・前掲注13）129頁。
- 15) 『参議院予算委員会』1990年6月6日。
- 16) 「慰安所への軍関与示す資料 防衛庁図書館に旧日本軍の通達・日誌」『朝日新聞』1992年1月11日朝刊1面、「慰安婦問題で国の責任に初の言及 「軍関与否定できぬ」加藤官房長官」『朝日新聞』1992年1月12日朝刊3面。
- 17) 「従軍慰安婦問題「胸がつまる思い」 宮沢首相、真相究明を約束」『朝日新聞』1992年1月17日夕刊1面。
- 18) 「6日発表された「従軍慰安婦」政府調査の要旨」『読売新聞』1992年7月7日朝刊2面。「「従軍慰安婦」韓国にも何らかの措置 政府首脳が強調」『読売新聞』1992年5月16日朝刊2面。「慰安婦問題 国家間賠償は決着済み 従来方針を強調 / 加藤官房長官」『読売新聞』1992年1月20日夕刊2面。「北方領水域内の韓国漁船操業の口・韓合意 渡辺美智雄外相が遺憾の意」『読売新聞』1992年2月26日夕刊2面。鄭・前掲注13）212頁。
- 19) アジア女性基金『「慰安婦問題」とアジア女性基金』2003年51頁、「国連人権委に「慰安婦」訴えへ / 南北朝鮮の調査団体」『読売新聞』1992年8月19日朝刊3面。
- 20) 「首相の「侵略戦争」発言、閣僚の思いさまざま——補償問題波及には慎重論も」『日本経済新聞』1993年8月13日夕刊3面、「元従軍慰安婦と羽田首相が会談」『日本経済新聞』1994年6月10日朝刊39面。
- 21) 大沼保昭『「慰安婦」問題とは何だったのか』中公新書2007年3頁。
- 22) 「自治労、衆参議長に、戦争責任謝罪決議求めて署名を提出」『日本経済新聞』1994年5月19日夕刊14面。
- 23) 「総理府に「男女共同参画室」発足、坂東真理子室長に聞く」『日本経済新聞』1994年7月11日夕刊12面。
- 24) これは、女性基金と同時期に実行。（<http://www.cas.go.jp/jp/siryu/050412heiwa.pdf>）参照。

- 25) 「戦後処理指針 「慰安婦」個人に国家補償せず民間基金支援示唆 村山首相が談話」『読売新聞』1994年9月1日朝刊1面。
- 26) 大沼保昭『東京裁判,戦争責任,戦後責任』東信堂2007年より「戦後補償と国家の品格」297-314頁。大沼・前掲注21)10-11頁参照。
- 27) 大沼保昭『サハリン棄民』中公新書1992年179頁。
- 28) 大沼・前掲注21)4頁。
- 29) 「元従軍慰安婦の生活支援へ 政府出資で韓国在住者対象に基金創設」『読売新聞』1992年7月4日朝刊2面,「従軍慰安婦に旧軍閥と 補償要求にどう対応 政府が「誠意」の表現に苦慮」『読売新聞』1992年7月7日朝刊2面。
- 30) 大沼・前掲注21)9頁。
- 31) 「民間基金構想支援も,慰安婦補償で外相表明」『日本経済新聞』1994年8月23日夕刊2面。基金・前掲注19)55頁。
- 32) 「与党戦後問題チーム,慰安婦問題で小委——来月末メドに意見集約」『日本経済新聞』1994年10月13日朝刊2面。
- 33) 「従軍慰安婦「基金」に国も出資 見舞金は韓・比など数か国 女性の地位向上主眼」『読売新聞』1994年11月17日朝刊1面。
- 34) 「民間基金構想で与党と最終調整,政府,従軍慰安婦問題結め」『日本経済新聞』1995年1月3日朝刊2面。
- 35) 「見舞金支給の「慰安婦基金」来月発足へ 代表に三木睦子さん」『読売新聞』1995年4月8日朝刊1面。
- 36) 「元慰安婦基金,今月中にも発足 政府が一時金支給や事業援助」『読売新聞』1995年6月15日朝刊1面,基金・前掲注19)15頁。
- 37) 呼びかけ人リスト
赤松良子,芦田甚之助,衛藤藩吉,大来寿子,大鷹淑子,大沼保昭,岡本行夫,加藤タキ,下村満子,鈴木健二,須之部量三,高橋祥起,鶴見俊輔,野田愛子,野中邦子,荻原延壽,三木睦子,宮崎勇,山本正,和田春樹。
- 38) 「元慰安婦基金の募金額は未知数 一時金の年内支給は困難か」『読売新聞』1995年6月15日朝刊3面。
- 39) 「「慰安婦基金」きょう募金開始」『読売新聞』1995年8月15日朝刊1面。
- 40) 『参考資料』(任意団体)「第1回理事会」1995年7月19日に基づき筆者作成。
- 41) 大沼・注21)31頁。
- 42) 『議事録』(任意団体)「第2回理事会」1995年9月22日。
- 43) 『参考資料』(任意団体)「第1回理事会」1995年7月19日。
- 44) 『参考資料』(任意団体)「第3回理事会」1995年10月9日。
- 45) 『議事録』(任意団体)「第2回理事会」1995年9月22日。
- 46) 『参考資料』(財)「第1回理事会」1995年12月19日。
- 47) 『議事録』(任意団体)「第5回理事会」1995年11月8日。
- 48) 『参考資料』(任意団体)「第2回理事会」1995年9月22日,『議事録』(任意団体)「第2回理事会」1995年9月22日。

アジア女性基金に関する一研究（戸田）

- 49) 『参考資料』「(財)第10回理事会」1996年 6月13日。
- 50) 『参考資料』「(財)第 3 回理事会」1996年 2月 7日。
- 51) 『参考資料』「(財)第 3 回理事会」1996年 2月22日。
- 52) 『参考資料』「(財)第 5 回理事会」1996年 3月 7日。
- 53) 『参考資料』「(財)第10回理事会」1996年 6月13日。
- 54) 「慰安婦基金 一時金 7月支給開始 韓比台300人対象に一律200万が有力」『読売新聞』1996年 4月 8日朝刊 1面。
- 55) 『議事録』「(財)第 6 回理事会」1996年 4月17日、『参考資料』「(財)第 6 回理事会」1996年 4月17日。
- 56) 「三木元首相夫人らが元慰安婦補償求め村山首相に要望書」『読売新聞』1995年 7月 1日朝刊 2面、『参考資料』「(財)理事懇談会」1996年 4月26日。
- 57) 「慰安婦問題 「個人に補償請求権」 国連人権委で韓国が日本に対応促す」『読売新聞』1995年 4月11日夕刊 2面。
- 58) 「解 クマラスワミ報告」『読売新聞』1996年 4月27日朝刊 4面。
- 59) 『参考資料』「(財)第 3 回理事会」1996年 2月 7日。
- 60) 「国連人権委の「慰安婦」決議 各国に思惑、玉虫色表現 日本代表も「勝利宣言」」『読売新聞』1996年 4月26日朝刊 4面。
- 61) 「国連人権委決議、従軍慰安婦問題の方針に抵触せず 政府が見解」『読売新聞』1996年 4月23日朝刊 2面。
- 62) 「アジア女性基金呼びかけ人の三木睦子さんが辞表を提出」『読売新聞』1996年 5月 4日朝刊 2面。
- 63) 『参考資料』「(財)理事懇談会」1996年 4月26日から「戦後補償の速やかな実行を政府に要望する」、「慰安婦補償を 三木元首相夫人ら橋本首相に要望」『読売新聞』1996年 5月 3日朝刊 2面。
- 64) 三木睦子「私はなぜ「民間基金」の呼びかけ人を引き受けたか」『世界』611号1995年 8月号160-167頁。
- 65) 「アジア女性基金呼びかけ人の三木睦子さん、辞表提出」『朝日新聞』1996年 5月 3日朝刊 1面。
- 66) 「「決議に満足」の政府 集まらぬ資金、問われる熱意 慰安婦決議採択」『朝日新聞』1996年 4月21日朝刊 3面。「「抗議の辞任」を関係者も考慮 三木睦子さん辞表のアジア女性基金」『朝日新聞』1996年 5月 5日朝刊 3面。
- 67) 『議事録』「(財)第 7 回理事会」1996年 5月 9日。
- 68) 『参考資料』「(財)第 7 回理事会」1996年 5月 9日。
- 69) 「アジア女性基金 原文兵衛理事長が橋本首相に協力要請」『読売新聞』1996年 5月 8日朝刊 2面。
- 70) 「元従軍慰安婦に一時金支払いを 村山前首相が要請」『読売新聞』1996年 5月11日朝刊 2面。
- 71) 「来年の予算編成は重点投資方式を検討 橋本首相、財界人の「困む会」で表明」『読売新聞』1996年 5月13日夕刊 2面。

- 72) 「慰安婦への一時金「200万円が妥当」 梶山官房長官 理事会は結論見送り」『読売新聞』1996年5月25日朝刊2面。
- 73) 『参考資料』「(財)基金第8回理事会」1996年5月24日。
- 74) 大沼は、職場からの募金割合が大きいことを認め、それを高く評価する。大沼・前掲注29) 40-41頁参照。
- 75) 「手紙」で揺れる女性基金 「償い金」も対立続く あす再協議」『朝日新聞』1996年6月3日朝刊3面。
- 76) 『議事録』「(財)第9回理事会」1996年6月4日。
- 77) 『議事録』「(財)第11回理事会」1996年7月10日。
- 78) 『議事録』「(財)第13回理事会」1996年7月19日。
- 79) 「償い金」支給の決定見送る「手紙」で紛糾 アジア女性基金理事会」『朝日新聞』1996年5月25日朝刊1面。
- 80) 「アジア女性基金「真の戦後補償」遠く「償い金」支給決定」『朝日新聞』1996年7月20日朝刊3面。
- 81) 『参考資料』「(財)第14回理事会」1996年7月30日。
- 82) 「アジア女性基金」初訪韓 慰安婦見舞金に韓国が拒否姿勢」『読売新聞』1996年8月5日朝刊2面、「慰安婦補償 台北市婦人女性救援基金が正式拒否」『読売新聞』1996年8月11日朝刊2面。
- 83) 『議事録』「(財)第15回理事会」1996年8月6日。
- 84) 『参考資料』「(財)理事懇談会」1996年4月26日、「相手側政府の協力を求める「慰安婦基金」難航で政府」『朝日新聞』1996年8月10日朝刊2面。
- 85) 「フィリピンの元慰安婦団体が見舞金受給巡り分裂」『読売新聞』1996年8月10日朝刊5面。
- 86) 基金・前掲注19) 31頁。
- 87) 『参考資料』「(財)第19回理事会」1996年10月3日。
- 88) 『参考資料』「(財)第15回理事会」1996年8月6日。
- 89) 大沼・前掲注21) 180-182頁、「元従軍慰安婦ら在比大使館前でデモ／マニラ」『読売新聞』1996年8月16日朝刊2面。
- 90) 「元従軍慰安婦補償 フィリピンで見舞金支給開始を告知／アジア女性基金」『読売新聞』1996年8月13日朝刊2面、「元慰安婦へ一時金支給 半世紀を振り返り涙 比女性「罪許すが傷いえぬ」」『読売新聞』1996年8月15日朝刊2面。
- 91) 『参考資料』「(財)第20回理事会」1996年10月15日。
- 92) 『参考資料』「(財)第21回理事会」1996年11月7日。
- 93) 『議事録』「(財)第20回理事会」1996年10月15日。
- 94) 『議事録』「(財)第21回理事会」1996年11月7日。
- 95) 『議事録』「(財)第23回理事会」1997年1月11日。
- 96) 「元慰安婦へ非公開で「償い金」「被害者の要望で」と基金側」『朝日新聞』1997年1月12日朝刊2面、「「慰安婦」償い金、白紙撤回の抗議運動へ 韓国の市民団体」『朝日新聞』1997年1月13日夕刊2面。

- 97) 「韓国の元慰安婦見舞金、新規手続き凍結 女性基金が方針」『読売新聞』1997年 1月16日朝刊 3面。
- 98) 「韓国元慰安婦への償い金の支給続行 アジア女性基金が方針」『読売新聞』1997年 2月13日朝刊 3面。
- 99) 『議事録』「(財)第23回理事会」1997年 1月11日。
- 100) 『参考資料』「(財)第23回理事会」1997年 1月11日。
- 101) 『参考資料』「(財)第32回理事会」1997年12月16日。
- 102) 『参考資料』「(財)第24回理事会」1997年 2月12日。
- 103) 『参考資料』「(財)第28回理事会」1997年 5月28日。
- 104) 「従軍慰安婦基金、台湾で事業開始」『読売新聞』1997年 5月 3日朝刊 5面。
- 105) 『議事録』「(財)第20回理事会」1996年10月15日、「韓国元慰安婦への償い金の支給続行 アジア女性基金が方針」『読売新聞』1997年 2月13日朝刊 3面。
- 106) 基金・前掲注19) 36頁。
- 107) 『議事録』「(財)第31回理事会」1997年11月11日。
- 108) 『参考資料』「(財)第30回理事会」1997年 9月15日。『参考資料』「(財)第32回理事会」1997年12月16日、「元従軍慰安婦に一時金 台湾当局が支援団体と調印」『読売新聞』1997年12月6日朝刊 7面。基金・前掲注19) 36頁。
- 109) 『議事録』「(財)第31回理事会」1997年11月11日。
- 110) 『参考資料』「(財)第32回理事会」1997年12月16日。
- 111) 基金・前掲注19) 21-22頁。
- 112) 『参考資料』「(財)第35回理事会」1998年 6月17日。
- 113) 「従軍慰安婦の「償い金」受け取り 国別人数の公表中止 嫌がらせ多発で」『読売新聞』1998年 1月 6日朝刊 5面。秦郁彦は韓国政府の圧力を挙げる。韓国政府が、基金活動を黙認してきたことを追及されるのを恐れてという。秦・前掲注1) 12頁参照。
- 114) 基金・前掲注19) 32頁。
- 115) 「アジア平和基金、極秘に一時金を支給——韓国の元慰安婦十数人に」『毎日新聞』1998年 5月 7日朝刊 3面。
- 116) 「従軍慰安婦の「償い金」受け取り 国別人数の公表中止 嫌がらせ多発で」『読売新聞』1998年 1月 6日朝刊 5面。
- 117) 「従軍慰安婦への「償い金」 女性基金事業 “袋小路” に」『毎日新聞』1998年 7月 5日朝刊 3面、『議事録』「(財)第38回理事会」1999年 2月10日。
- 118) 「韓国元慰安婦への「償い金」 「女性基金」、支給再開を断念」『読売新聞』1999年 5月 9日朝刊 1面。
- 119) 「対韓事業、転換困難に 資金受領拒否強く、打ち切り表明も——アジア女性基金」『毎日新聞』1999年 4月24日朝刊 3面。
- 120) 『議事録』「(財)第41回理事会」1999年 7月30日。
- 121) 『参考資料』「(財)理事／運審等合同懇談会」2001年 1月16日。
- 122) 『参考資料』「(財)第61回理事会」2002年 6月 4日。
- 123) 『参考資料』「(財)理事懇談会」2002年 4月16日。

- 124) 『参考資料』「(財)三者合同懇談会」1998年5月19日。
- 125) 『参考資料』「(財)第53回理事会」2001年5月22日。
- 126) 『議事録』「(財)理事/運審等合同懇談会」2001年1月16日。
- 127) 『議事録』「(財)第57回理事会」2001年12月17日、『議事録』「(財)第58回理事会」2002年2月15日。
- 128) 『議事録』「(財)第54回理事会」2001年9月25日。
- 129) 基金・前掲注19) 29頁。
- 130) 秦は285名中、韓国50数名、台湾10数名、残りフィリピンとする。秦・前掲注1) 12頁参照。『参考資料』「(財)第70回理事会」2003年6月9日。
- 131) 『参考資料』「(財)第61回理事会」2002年6月4日。
- 132) 基金・前掲注19) 18頁。
- 133) 基金理事会議事録、参考資料より筆者作成。
- 134) 『議事録』「(財)第62回理事会」2002年6月24日。
- 135) 『参考資料』「(財)第64回理事会」2002年8月30日。『参考資料』「(財)第65回理事会」2002年11月7日。
- 136) 『参考資料』「(財)第64回理事会」2002年8月30日。
- 137) 『参考資料』「(財)第93回理事会」2007年2月2日。
- 138) 『参考資料』「(財)第71回理事会」2004年1月27日。
- 139) 『議事録』「(財)第74回理事会」2004年6月16日。
- 140) 『議事録』「(財)第75回理事会」2004年10月27日。
- 141) 『参考資料』「(財)第78回理事会」2005年2月14日。
- 142) 『参考資料』「(財)第83回理事会」2005年11月11日。
- 143) 『参考資料』「(財)第92回理事会」2007年1月11日。
- 144) 『参考資料』「(財)第91回理事会」2006年12月18日、『参考資料』「(財)第83回理事会」2005年11月11日。
- 145) 『参考資料』「(財)第97回理事会」2007年3月6日。
- 146) 基金・前掲注19) 61頁。
- 147) アジア女性基金『「女性の人権」とアジア女性基金」他。
- 148) アジア女性基金『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』(全5巻、龍溪書舎出版)など。
- 149) 『衆議院予算委員会』1992年2月20日。
- 150) 『衆議院国際平和協力等に関する委員会』1991年11月26日。
- 151) 『参議院国際平和協力等に関する委員会』1991年12月18日。
- 152) 『衆議院予算委員会』1992年2月3日。
- 153) 大沼・前掲注26) 313-314頁。
- 154) 大沼保昭『戦争責任論序説』東大出版会1975年11月。
- 155) 大沼・前掲注26) 125-132頁。
- 156) 大沼・前掲注26) 192-195頁。
- 157) 大沼・前掲注26) 51頁。

- 158) 大沼・前掲注26) 208頁。
- 159) 大沼・前掲注21) 212-213頁。
- 160) 大沼保昭『人権、国家、文明——普遍主義的人権観から文際的人権観へ』筑摩書房2002年。
- 161) 金英姬「『国民基金』の「償い事業」とは何だったのか」『季刊戦争責任研究』第38号。
- 162) 大沼・前掲注21) 202頁。
- 163) 「元慰安婦基金に医療、福祉事業も加味 「一時金200万円」理解求め調整」『読売新聞』1996年6月5日朝刊3面。
- 164) 大沼・前掲注21) 15頁。
- 165) 「米下院の慰安婦決議 米議会「人権問題」重視 対日関係には一定配慮（解説）」『読売新聞』2007年8月1日朝刊15面、「日本へ「慰安婦」謝罪要求を決議／欧州議会」『読売新聞』2007年12月14日朝刊2面。
- 166) 「『日本は従軍慰安婦に賠償を』 国連差別小委に報告書」『朝日新聞』1998年8月8日夕刊2面。
- 167) 大森典子『歴史の事実と向き合って——中国人「慰安婦」被害者とともに』2008年新日本出版168-169頁。
- 168) 大沼・前掲注21) 92頁。
- 169) 読売・前掲注113) 金・前掲注161) 10頁。
- 170) 朴一「歴史から消されていく「慰安婦」問題」『論座』74巻2001年7月261-262頁。
- 171) 朴裕河「元従軍慰安婦への償い事業 光と影～アジア女性基金解散にあたり、2007年4月6日」市民の市民による市民のためのメディアインターネット新聞 JanJan (<http://www.news.janjan.jp/government/0704/0704170950/1.php>)
- 172) 大沼・前掲注21) 15頁。
- 173) 中谷義和『政治学入門——歴史と概念』法律文化社1998年3頁。なお、中谷は国家に関しても触れ、統治機構と社会組織が一体的に「国家」として観念されるには、少なくとも、「統治の機関」が人民をひとつの「国民」としてそれなりに包括しえ、人々もひとつの「国民」としてのアイデンティティをもち得るかぎりにおいて、と述べる。7-8頁参照。